青色だより

BLUE RETURN 第68巻第8号（通巻797号）付録
発行年月日 令和元年8月1日
第54号

発行所
一般社団法人平塚青色申告会
平塚市西八幡 1－1－27
TEL.0463(25)3125
FAX.0463(25)3135
発行責任者 会長 堀井　元祥
編集責任者 広報委員長 笠井　一榮

令和元年度 記帳確認会日程表

	月	日	曜日	午前9：30～11：30（受付時間）	午後1：30～3：30（受付時間）
本部	11	5	火	神田公民館	
		7	木	旭南公民館	金目公民館
	月	日	曜日	午前9：00～11：30（受付時間）	午後1：00～3：30（受付時間）
	10～11	28～22	月～金	（一社）平塚青色申告会2階	

※同日程のBRA決算準備会は予約制です。対象者には別途ハガキでご案内いたします。

	月	日	曜日	午前9：30～11：30（受付時間）	午後1：00～3：30（受付時間）
伊勢原支部	11	12	火	伊勢原市商工会　3階記帳指導室	
		13	水		
		14	木		

	月	日	曜日	午前9：30～11：30（受付時間）	午後1：00～3：30（受付時間）
秦野支部・秦野西支部	10	15	火	秦野商工会議所／301会議室	
		16	水		
		17	木		

	月	日	曜日	午前10：00～12：00	午後1：00～4：00
大磯支部	11	8	金	月京会館	
		12	火	大磯町商工会館	

	月	日	曜日	午前9：00～12：00	午後1：00～4：00
二宮支部	11	5	火	二宮町商工会館	
		6	水		
		7	木		

○当日ご持参して頂く書類等・元帳又は現金出納帳・経費帳・その他現在記帳されている帳簿類
29年度、30年度決算書・確定申告書の控え・専従者給与の届出書の控え・その他必要と思われる書類
※【ブルーリターンA利用者は本部（平塚）事務所へPC本体又はバックアップしたUSBメモリ等】をご持参ください。ブルーリターンA以外のソフトをご利用の方は仕訳帳等、帳簿を印刷するかPCをご持参ください。

☆☆☆☆☆記帳確認を受けられた会員様には☆☆☆☆☆

●「記帳確認証」を発行致します
●申告時に「記帳確認証」を提示していただき、税務署へ提出する令和元年分青色申告決算書に「記帳確認済み」のスタンプを押印いたします（パソコン利用者は、決算書3ページの特殊事情欄に≪青色申告会記帳確認済≫と印字いたします）

令和元年度10月・11月 記帳確認会のご案内

各会場とも、土曜日・日曜日・祝日はお休みとなります

着任挨拶

平塚税務署長　武田　満明

残暑の候、一般社団法人平塚青色申告会の皆様におかれましては、益々御清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、厚木税務署長より着任いたしました武田でございます。前任の枝崎署長同様よろしくお願い申し上げます。

堀井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及・育成と納税道義の高揚を図るため、さまざまな税に関する啓蒙活動を実施され、適正申告の推進やe-Taxの利用促進など多大なる御支援と御協力をいただいております。

特に、平成30年分の確定申告におきましては、申告書作成会場の「青色コーナー」に従事する指導員の方を増員していただき、決算書の作成指導や記帳・帳簿の保存制度の定着に向け、親切かつ丁寧な指導をしていただきました。改めまして御礼申し上げますとともに、その熱意と御尽力に、深く感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、本年10月には消費税率が10％へ引き上げられるとともに、軽減税率制度が導入されます。また、令和二年分の確定申告では「青色申告特別控除」の改正も控えており、税務当局といたしましても、これらの制度の円滑な実施に向け、貴会をはじめとする関係民間団体との緊密な連携・協調の下、制度の広報、相談への対応をはじめ、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

一般社団法人平塚青色申告会の皆様方におかれましても、制度に対する御理解と御事業における十分な御準備を円滑にお進めいただくとともに、制度の周知・広報への一層の御協力、e-Taxの利用促進に、会一丸となって取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人平塚青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

平塚税務署人事異動報告

七月十日付で定期人事異動がありました（敬称略）

留任された方（敬称略）

副署長　福田　司

副署長　千葉正和

総務課長　遠矢高士

個人課税第一部門統括国税調査官　村上紀子

個人課税第一部門上席国税調査官　長谷川豪郎

第二十七回 理事会 結果報告

協議事項
一　会費滞納者について
二　会員日帰り旅行について
三　規程の見直しについて
四　事務所移転積立金について

提案された議案は全て承認可決されました。

なお、協議事項一「会費滞納者について」の承認可決により一年以上の会費未納者につきましては当会規程に従い、八月末までに会費納入を頂けない場合は退会の意思を確認のうえ退会手続きを取らせて頂く事となりました。対象の会員様にはその旨郵送でご連絡をお送りしておりますので、必ずご確認下さい。

○引き続き会員の継続を希望される方
↓未納分の会費を至急納入して下さい。

○退会を希望される方
↓当会にご連絡下さい。未納分の会費を納入の上、退会手続きを行います。

本部行事案内

(一社)平塚青色申告会 会員親睦研修旅行 のご案内

「豊洲市場とビュッフェランチ、赤坂迎賓館・NHK放送博物館見学の旅」

●開 催 日：１０月１日　（火）
●集合場所：①平塚NTT前　②秦野商工会議所　③伊勢原市商工会館
●集合時間：同封の旅行案内に記載
●参 加 費：お1人 10,200円
●定　　員：８０名※定員になり次第締め切り
●申込方法：本部又は各支部事務局へ申込書、現金を添えてお申込み下さい。

詳細は同封の旅行案内（兼申込書）をご参照ください。

地域行事案内

秦野市　第７２回　秦野たばこ祭り

9月28日(土)・9月29日(日)

昭和23年から続く秦野市最大のイベント「秦野たばこ祭り」は、今年で71回目を迎えます。市役所や本町小学校などを会場として、秦野市発展の礎となった「たばこ耕作」に携わった先人たちの情熱を「火」にたとえ、多くの市民参加を得ながら魅力ある事業を展開していきます。ぜひ皆さまお越しください。
お問い合わせ先　秦野市観光課　0463（82）9648

伊勢原市　第５２回　伊勢原道灌祭り

10月5日(土)・10月6日(日)

江戸城築城で知られ、伊勢原市でその生涯を閉じた戦国武将「大田道灌」にちなんで名付けられた伊勢原市最大のお祭りです。
太田道灌公鷹狩り行列、北条政子日向薬師参詣行列、ソーレパレード、お囃子など勇壮で華麗な様々な催しが、伊勢原駅周辺を中心とした歩行者天国で盛大に開催されます。是非、皆様お越し下さい。

大磯町　第２６回　大磯宿場祭り

9月22日(日)予定

東海道五十三次、8番目の宿場となる大磯町。恒例の第26回「大磯宿場まつり」は江戸の宿場町の賑わいを再現。諸国街道名産市では各宿場の名物、特産品などを販売致します。江戸情緒たっぷりのお祭りにぜひお越しください。

問い合わせ／実行委員会　電話 0463-61-0871

青色申告会からのお知らせ

会費納入日のお知らせ

納入日
令和元年10月20日
納入額
¥9000円
（月額1、500円）
※令和元年10月から令和2年3月分
口座振替の方
口座振替日10月21日（月）
口座残高のご確認をお願いします。
払込用紙の方
10月上旬頃にお送りする払込用紙からお振込ください。

転居等がありましたらご連絡下さい

転居による住所変更、事業継承による事業主変更、訃報などがありましたら、事務局（0463－25－3125）までご連絡ください。
また、税務署への届出が必要になる場合もありますのでご相談下さい。

会員講習会開催のお知らせ

日　時：9月19日（木）13：30～16：30
内　容：今年度税制改正・軽減税率について
・個人企業の事業承継税制について
参加方法：同封別紙の申込書よりＦａｘ
＊詳細は同封の別紙案内をご確認ください

青色申告会会員募集中

皆様の周りの事業主さんをぜひご紹介ください。
●近所の事業主　●ご同業の事業主　等々
事業を始めたばかり、白色申告から青色申告に変えてみたい、複式簿記を覚えて青色申告特別控除を65万円にしたい方等大歓迎。
ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していただいた会員の方にクオカード２，０００円分を進呈しております。

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率（8%）の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、食品表示法が規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新　聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

軽減税率への対応は全ての事業者が対象です

食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上や仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります
飲食料品の売上げがなく、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要になります
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分経記載請求書等の交付を求められる場合があります

※詳しくは、国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧下さい。
また、9月19日に開催致します会員研修会(詳細は同封)でも軽減税率制度について説明致します。ぜひご参加下さい。
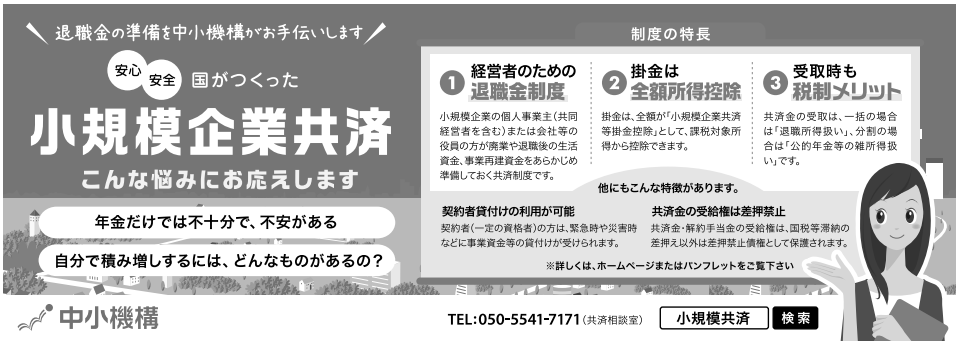
小規模共済制度
のお問い合わせ、
お申込みは
(一社)平塚青色申告会
へご連絡ください。
TEL.0463(25)3125